

オープンカウンター公告

令和6年11月12日

明石市長 丸谷 聡子

(公印省略 財務室契約担当)

物 品 名	形 質	数 量	備 考
市税口座振替依頼書 (折りあり)	仕様書のとおり		
仕様書のとおり			

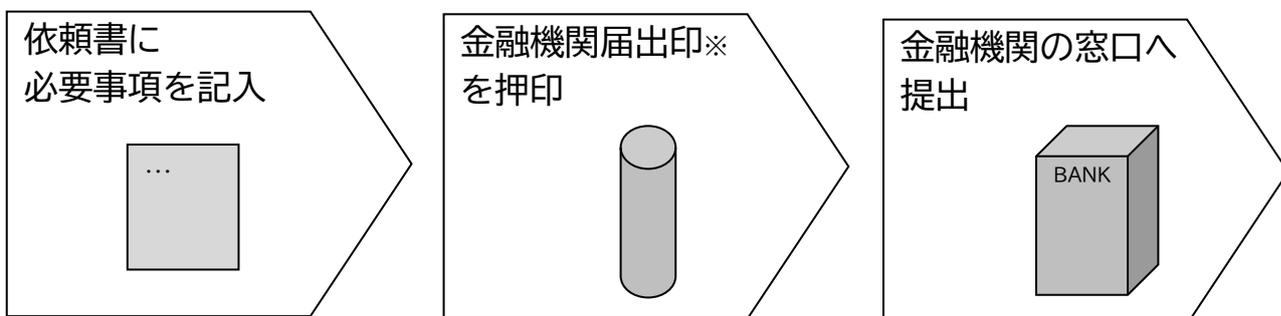
1	案件番号	<u>1112-402</u>	
2	見積書提出期限	<u>令和6年11月26日</u>	<u>午後2時00分 まで</u>
※一度提出された見積書は、書き換え、引き換え又は撤回等することはできませんのでご注意ください。			
3	見積書提出場所	明石市財務室契約担当	
4	納 入 場 所	市役所本庁舎1階用品庫	
5	納 入 期 限	令和7年2月28日	
6	参加要件 (①②のいずれも満たす者)	①市内業者または準市内業者 ②明石市競争入札等参加資格者名簿(物品・サービス部門)の物品の製造売買の部に契約の種類が <u>印刷写真</u> で登録されており、かつ、業種区分が <u>一般印刷</u> で登録されていること。	
7	契約保証金	免除	
8	消費税の取扱	落札金額に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とします。見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。	
9	同等品の取扱	仕様書で同等品による見積りを可能としている場合に、 <u>見積書提出前の指定日時までに担当課で同等品の承認を得ていない見積者の見積りは無効となります。</u> また、 <u>見積ったメーカー・型番を見積書の備考欄に必ず記載してください。</u>	
10	質問期限	仕様書に対する質問がある場合は <u>明石市財務室契約担当宛に令和6年11月18日(月)午後1時まで</u> にメールまたはFAXで指定様式にて提出してください。(期限を過ぎての質問は受付できませんのでご注意ください)。	
11	質問に対する回答	<u>令和6年11月20日(水)午後1時(予定)</u> に明石市ホームページ入札コーナーに掲載します。回答を確認のうえ見積書を提出してください。	
12	その他	明石市オープンカウンター方式実施試行要領、明石市契約規則ほか関係法規を確認のうえ見積書を提出してください。	

明石市市税 口座振替依頼書

延滞金のリスクを
減らしましょう！
口座振替で確実に期限内納付！

記入用紙は中に

◆ 申し込み方法



※届出印がない場合は金融機関に確認してください。

口座振替（自動払込）を希望される**金融機関窓口**に、この依頼書を**直接ご提出ください**。
振替口座を変更する場合は、新規申込となりますので、この依頼書を使用してください。

◆ 申し込みに必要なもの

納税通知書等の「お問い合わせ番号」がわかるもの、預貯金通帳、お届出印

◆ 口座振替（自動払込）できる市税

○固定資産税・都市計画税 ○市県民税(普通徴収) ○軽自動車税(種別割)

※上記以外の市県民税（特別徴収）、法人市民税、事業所税等のほか、納期限を過ぎた市税、随時分
又は過年度分として賦課された市税は口座振替（自動払込）対象外となります。

◆ 振替（払込）日（前日までに預貯金残高をご確認ください。）

期別	税目	固定資産税・都市計画税	市県民税（普通徴収）	軽自動車税（種別割）
第1期・全期前納		5月31日	6月30日	5月31日
第2期		7月31日	8月31日	
第3期		12月28日	10月31日	
第4期		2月末日	1月31日	

※振替日が土・日・祝日の場合は、翌市役所開庁日となります。

◆ 口座振替（自動払込）の申し込みについて

- ・ 口座番号が同じでも口座名義人が変更になった場合は、新規申込が必要です。お届けがない場合は振替不能となる場合がありますのでご注意ください。
- ・ 相続等により登記を変更した場合（所有者・共有持分の変更等）、登記が完了した翌年度以降は新しい納税義務者（1月1日現在の登記名義人）に課税されます。納税義務者に変更があった場合、引き続き口座振替（自動払込）をすることができません。口座振替（自動払込）の継続を希望される場合は、改めて新しい納税義務者名（お問い合わせ番号）でお申し込み手続きをしてください。
- ・ 一度申し込みをされますと翌年度以降も継続して口座振替（自動払込）されます。ただし、長期間にわたり該当税の振替（払込）がない場合や振替（払込）不能が継続する場合は、口座振替（自動払込）が解除となる場合があります。
- ・ 同一口座で振替方法（全期前納⇔期別納付）の変更・婚姻等による名義のみの変更、および口座振替（自動払込）の解約は、オンラインで申請できます。

くわしくは、「明石市市税 口座振替」で検索！またはこちらから→



◆ 口座振替（自動払込）できる金融機関

（令和7年4月現在）

全国にある本・支店で口座振替できる金融機関
みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・但馬銀行・山陰合同銀行・中国銀行・百十四銀行・みなと銀行・神戸信用金庫・姫路信用金庫・播州信用金庫・兵庫信用金庫・日新信用金庫・淡路信用金庫・西兵庫信用金庫・但陽信用金庫・なごさ信用漁業協同組合連合会・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行・郵便局
兵庫県にある本・支店で口座振替できる金融機関
兵庫南農業協同組合
明石市にある本・支店で口座振替できる金融機関
大阪協栄信用組合・あかし農業協同組合

**口座振替（自動払込）のお申し込みは
金融機関の窓口で！**

口座振替（自動払込）のお問い合わせ
明石市役所 納税課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL (078) 918-5016 (直通)

FAX (078) 918-5132 (直通)

金融機関保証用		明石市市税 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書		令和 7 年 5 月 22 日	
記入例					
私は、市税を口座振替(自動払込)によって納付することについて、次のとおり依頼します。 口座情報(口座番号の下3桁は表示しません)の載った納税通知書等が、納税義務者または送付先・相続人代表者等に届くことを了承します。					
口座名義人	住	(〒 673 - 8686)	フリガナ	アカシ イチロウ	
	所	明石市中崎1丁目5番1号	氏名	明石 一郎	
指定預貯金口座 (いづれか一方に記入)	ゆうちょ銀行以外の金融機関	〇〇	銀行	△△	支店
	ゆうちょ銀行	3 5	信用金庫	△△	出張所
預金種別		指定預金口座番号		お届出印	
1 2 3		0 1 2 3 4 5 6		明石	
普通 当座 納税準備		0 1 2 3 4 5 6		1枚目のみ押印してください。2枚目以降は印(訂正印を含む)は不要です。	
払込先加入者名		明石市会計管理者			
種別		記号(6桁目がある場合は※欄に記入)		番号(右詰め)	
3 5		※			
振替 (払込) 税目等	↓依頼する税目に○印を		納税義務者		希望開始期
	<input type="radio"/>	固定資産税 都市計画税	お問い合わせ番号 0 0 7 1 2 3 4 5 6 7		年度 期
	<input type="radio"/>	市県民税 (普通徴収)	住所 明石市中崎1丁目1番1号 氏名 明石 花子 外1人		<input type="radio"/> 一括 <input type="radio"/> 各期
	<input type="radio"/>	固定資産税 都市計画税	住所 氏名 <input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ		
<input type="radio"/>	市県民税 (普通徴収)	住所 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 口座名義人と同じ		7 年度 2 期 <input type="radio"/> 一括 <input type="radio"/> 各期	
<input type="radio"/>	軽自動車税 (種別割)	住所 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 口座名義人と同じ		8 年度 全期前納の取り扱いはありません。	
ゆうちょ銀行の場合のみ払込開始年月		年 月	払込日が非営業日の場合は翌営業日		
※希望開始期が未記載の場合は、市が登録できる直近の納期限分からはじめます。また、納付方法が未記載の場合は、各期での引落となります。					

「フリガナ」と「電話番号」も忘れず記入してください。

金融機関にお届出されている印鑑です。

口座番号・通帳番号は右詰めで記入し前は空白にせずに「0」でうめてください。

お問い合わせ番号をご記入ください。この番号は納税通知書等に記載されています。

固定資産税・都市計画税の納税義務者は登記上の名義人となります。納税管理人や相続人代表の名前ではありません。

年度の途中から「一括」でお申し込みいただいた場合、その年度は「各期」での振替となり、翌年度より「一括」の取扱いとなります。

ご注意

- 依頼書の受付から口座振替(自動払込)開始まで2か月程度かかります。ご希望の開始期に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。口座振替(自動払込)の開始期は、口座振替登録のお知らせを送付しますので、それまではお持ちの納付書で納付してください。振替(払込)口座の変更のお申し込みをされた場合は、手続きが完了するまでは従前の口座で振替(払込)されます。
- 納税義務者と異なる名義の口座でも口座振替(自動払込)を申し込みできますが、口座情報(口座番号下3桁は非表示)の載った納税通知書等が、納税義務者または送付先・相続人代表者等に届くことをご了承ください。
- 軽自動車税(種別割)について、この依頼書を1枚提出されると、同一名義で市内に所有する(今後所有するものを含む)車両にかかる全ての軽自動車税(種別割)が口座振替(自動払込)となります。
- 全期前納(一括納付)を希望される方へ
振替(払込)時に口座の残高が全期前納の税額分に満たない場合は、第1期の税額分の残高があっても振替(払込)不能となります。その際は、後日送付する納付書にて第1期分を納付してください。
なお、その年度に限り第2期以降は期別ごとに振替(払込)されます。翌年度は全期前納となりますのでご注意ください。

明石市市税 預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書

私は、市税を口座振替(自動払込)によって納付することについて、次のとおり依頼します。

口座情報(口座番号の下3桁は表示しません)の載った納税通知書等が、納税義務者または送付先・相続人代表者等に届くことを了承します。

左の記入例を参考にもれなくご記入ください

口座名義人	住	(〒 -)	フリガナ				お届け印		
	所		氏名						
				電話	() -				
指定預貯金口座 (いずれか一方に記入)	ゆうちょ銀行 以外の 金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 出張所	預金種別			指定預金口座番号		
				1 普通	2 当座	3 納税準備			
	ゆうちょ銀行	払込先口座番号	0 1 1 8 0 - 6 - 5 3 3 0 0	払込先加入者名			明石市会計管理者		
	種別	記号(6桁目がある場合は※欄に記入)			番号(右詰め)				
	3	5		*					
振替 (払込) 税目等	↓依頼する税目に○印を		納税義務者			希望開始期		納付方法(いずれかに○)	
	<input type="radio"/>	固定資産税 都市計画税	お問い合わせ番号			年度	期	<input type="radio"/> 一括	<input type="radio"/> 各期
			住所						
	<input type="radio"/>	市県民税 (普通徴収)	氏名			<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ			
	<input type="radio"/>	固定資産税 都市計画税	お問い合わせ番号			年度	期	<input type="radio"/> 一括	<input type="radio"/> 各期
		住所							
<input type="radio"/>	市県民税 (普通徴収)	氏名			<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ				
<input type="radio"/>	軽自動車税 (種別割)	お問い合わせ番号			年度	全期前納の取り扱いはありません。			
		住所							
		氏名				<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ			
ゆうちょ銀行の場合のみ払込開始年月		年 月	払込日が非営業日の場合は翌営業日						

1 枚目のみ押印してください。2 枚目以降は印(訂正印を含む)は不要です。

※希望開始期が未記載の場合は、市が登録できる直近の納期限分から開始します。また、納付方法が未記載の場合は、各期での引落となります。

●【約定】(ゆうちょ銀行を除く)

- 明石市から納付書が送付されたとき、その納付書に記載された金額を私に通知することなく、所定の振替日に上記の指定預貯金口座から引き落とし明石市へ納付してください。
この場合、当座勘定規定または預貯金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出はいたしませんので、貴店所定の方法で処理してください。
- 上記指定預貯金口座の残高が所定の振替日において納付書記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、その納付書を明石市へ返戻されても、また次回以降の口座振替を中止されても異議ありません。
- この契約を解約、変更するときは、私から貴店並びに明石市へ解約・変更の届出をします。この届出がないまま長期間にわたり明石市から納付書送付がないなど、相当の事由があるときは、とくに申出をしないかぎり、貴店はこの契約が終了したもとして取り扱ってさしつかえありません。
- 金融機関の合併、営業譲渡等により、預貯金口座が他の金融機関や他の支店等に引き継がれた場合は、引き継がれた預貯金口座番号等を明石市が確認し、引き続き口座振替されてもさしつかえありません。
- この取扱に万一紛議が生じても、貴店並びに明石市の責による場合を除き、貴店並びに明石市へ迷惑をかけません。
- 口座振替済通知書の発行を省略されてもさしつかえありません。

●ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

取扱店日附印		
受付	印鑑照合	検印

(ゆうちょ銀行を除く)

私は、市税を口座振替(自動払込)によって納付することについて、次のとおり依頼します。

口座情報(口座番号の下3桁は表示しません)の載った納税通知書等が、納税義務者または送付先・相続人代表者等に届くことを了承します。

口座名義人	住	(〒 -)	フリガナ			
	氏名					
所	電話	() -				
指定預貯金口座 (いずれか一方に記入)	ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行	信用金庫	支店	預金種別	指定預金口座番号
		農業協同組合	出張所	普通	1 2 3	
	ゆうちょ銀行	払込先口座番号	0 1 1 8 0 - 6 - 5 3 3 0 0	払込先加入者名	明石市会計管理者	
		種別	記号(6桁目がある場合は※欄に記入)	番号(右詰め)		
		3 5	*			
振替 (払込) 税目等	↓依頼する税目に○印を		納税義務者		希望開始期	納付方法(いずれかに○)
	<input type="checkbox"/>	固定資産税 都市計画税	お問い合わせ番号	住所	年度 期	<input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 各期
	<input type="checkbox"/>	市県民税 (普通徴収)	氏名			
	<input type="checkbox"/>	固定資産税 都市計画税	お問い合わせ番号	住所	年度 期	<input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 各期
<input type="checkbox"/>	市県民税 (普通徴収)	氏名	<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ			
<input type="checkbox"/>	軽自動車税 (種別割)	お問い合わせ番号	住所	年度	全期前納の取り扱いはありません。	
		氏名	<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ			
ゆうちょ銀行の場合のみ払込開始年月		年 月	払込日が非営業日の場合は翌営業日			

1枚目のみ押印してください。2枚目以降は印(訂正印を含む)は不要です。

※希望開始期が未記載の場合は、市が登録できる直近の納期限分から開始します。また、納付方法が未記載の場合は、各期での引落となります。

当店に上記預金口座名義人の預金口座があることを確認し、口座振替(自動払込)による納付を承認いたしました。

金融機関コード	支店コード

取扱金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)



取扱店日附印

※(取扱金融機関様へ)記載事項に記入もれがないか、よく確認して明石市に送付願います。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

※市役所使用欄

入力日	/	入力	確認

シール貼付欄



明石市市税 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (お客様控)

年 月 日

私は、市税を口座振替(自動払込)によって納付することについて、次のとおり依頼します。

口座情報(口座番号の下3桁は表示しません)の載った納税通知書等が、納税義務者または送付先・相続人代表者等に届くことを了承します。

Form with sections: 口座名義人 (Address, Name, Phone), 指定預貯金口座 (Bank, Branch, Account No, Transfer Name), 振替(払込)税目等 (Tax items: Fixed Asset Tax, Municipal Tax, Light Vehicle Tax), 希望開始期, 納付方法.

1 枚目のみ押印してください。2 枚目以降は印(訂正印を含む)は不要です。

※希望開始期が未記載の場合は、市が登録できる直近の納期限分から開始します。また、納付方法が未記載の場合は、各期での引落としとなります。

●【約 定】(ゆうちょ銀行を除く)

- 1 明石市から納付書が送付されたとき、その納付書に記載された金額を私に通知することなく、所定の振替日に上記の指定預貯金口座から引き落とし明石市へ納付してください。
2 上記指定預貯金口座の残高が所定の振替日において納付書記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、その納付書を明石市へ返戻されても、また次回以降の口座振替を中止されても異議ありません。
3 この契約を解約、変更するときは、私から貴店並びに明石市へ解約・変更の届出をします。この届出がないまま長期間にわたり明石市から納付書送付がないなど、相当の事由があるときは、とくに申出をしないかぎり、貴店はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
4 金融機関の合併、営業譲渡等により、預貯金口座が他の金融機関や他の支店等に引き継がれた場合は、引き継がれた預貯金口座番号等を明石市が確認し、引き続き口座振替されてもさしつかえありません。
5 この取扱に万一紛議が生じても、貴店並びに明石市の責による場合を除き、貴店並びに明石市へ迷惑をかけません。
6 口座振替済通知書の発行を省略されてもさしつかえありません。

● ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

取 扱 店 日 附 印

市税の納付に、口座振替(自動払込)のお申し込みをいただき、ありがとうございました。振替(払込)不能とならないように、振替(払込)日の前日までに残高をご確認ください。残高不足等の理由で引落としができなかった場合は、後日送付する納付書にて納付してください。その際に延滞金が加算される場合があります。

＝複写部分

明石市市税 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書

年 月 日

私は、市税を口座振替(自動払込)によって納付することについて、次のとおり依頼します。

口座情報(口座番号の下3桁は表示しません)の載った納税通知書等が、納税義務者または送付先・相続人代表者等に届くことを了承します。

口座名義人	住	(〒 -)	フリガナ				お届け印
	所		氏名				
			電話	() -			
指定預貯金口座 (いずれか一方に記入)	ゆうちょ銀行 以外の 金融機関	銀行 信用金庫 農協 農業協同組合	支店 出張所	預金種別			指定預金口座番号
				1 普通	2 当座	3 納税準備	
	ゆうちょ銀行	払込先口座番号	0 1 1 8 0 - 6 - 5 3 3 0 0	払込先加入者名			明石市会計管理者
		種別	記号(6桁目がある場合は※欄に記入)			番号(右詰め)	
		3	5				
振替 (払込) 税目等	↓依頼する税目に○印を		納税義務者			希望開始期	納付方法(いずれかに○)
	○	固定資産税 都市計画税	お問い合わせ番号			年度 期	一括 各期
			住所				
	○	市県民税 (普通徴収)	氏名			年度 期	一括 各期
		<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ					
○	固定資産税 都市計画税	お問い合わせ番号			年度 期	一括 各期	
		住所					
○	市県民税 (普通徴収)	氏名			年度 期	一括 各期	
		<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ					
○	軽自動車税 (種別割)	お問い合わせ番号			年度	全期前納の取り扱いはありません。	
		住所					
		氏名					
				<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ			
ゆうちょ銀行の場合のみ払込開始年月		年 月	払込日が非営業日の場合は翌営業日				

1 枚目のみ押印してください。2 枚目以降は印(訂正印を含む)は不要です。

※希望開始期が未記載の場合は、市が登録できる直近の納期限分から開始します。また、納付方法が未記載の場合は、各期での引落となります。

●【約定】(ゆうちょ銀行を除く)

- 1 明石市から納付書が送付されたとき、その納付書に記載された金額を私に通知することなく、所定の振替日に上記の指定預貯金口座から引き落とし明石市へ納付してください。
この場合、当座勘定規定または預貯金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出はいたしませんので、貴店所定の方法で処理してください。
- 2 上記指定預貯金口座の残高が所定の振替日において納付書記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、その納付書を明石市へ返戻されても、また次回以降の口座振替を中止されても異議ありません。
- 3 この契約を解約、変更するときは、私から貴店並びに明石市へ解約・変更の届出をします。この届出がないまま長期間にわたり明石市から納付書送付がないなど、相当の事由があるときは、とくに申出をしないかぎり、貴店はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- 4 金融機関の合併、営業譲渡等により、預貯金口座が他の金融機関や他の支店等に引き継がれた場合は、引き継がれた預貯金口座番号等を明石市が確認し、引き続き口座振替されてもさしつかえありません。
- 5 この取扱に万一紛議が生じても、貴店並びに明石市の責による場合を除き、貴店並びに明石市へ迷惑をかけません。
- 6 口座振替済通知書の発行を省略されてもさしつかえありません。

● ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

取扱店日附印		
受付	印鑑照合	検印

(ゆうちょ銀行を除く)